

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）に基づく農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業）に係る権利及び義務の承継について

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条第2項の規定により、令和3年1月28日付け小美玉農政第532号による一般財団法人小美玉農業公社 理事長 船見信治からの申出を令和3年3月25日（決裁日）に承諾したので公告する。

令和3年3月25日

茨城県農地中間管理機構

公益社団法人茨城県農林振興公社

理事長 宮本 清 一 郎



一般財団法人小美玉農業公社から公益社団法人茨城県農林振興公社（農地中間管理機構）への農地売買等事業に係る権利及び義務の承継の概要

別紙のとおり